F B O 6 1 1

		78. ¹ 1	受什 (印					台					291		報		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		票	至	扒喪等	青	色申告	-	連番号	1.				
		東京都進谷区渋谷2-12-2						4 東	渋谷 税務署長殿 4 東建・長井							人区分	}	(\supset	TANK TANK		整整	理番号	3						
	納税地		▶5階			電話		()3)_	576	36_	- 2	006		群中理	業 種 F	n l		家庭時間に 1 導業物(1か)	m	3	事	業年月 (至)	ŧ				H	i	
	70万千			イシャ_										3 5	_	中田資金の 1億円以下) i t,:	17, 100, 00 阿海及1球半17	-	5 9 9	横売	上金額	i i			10		ī	7
	法人名	-	S 111 ISS	トモ		-		-		-					同	非区分) The	16.2e	C) ii jii	0.47	第 申	告年月	В	1	1=1	₩	i a j	1	4
	法人番号		3 0			0	0 1	() ;	3	4	0	9	0	旧納	说地及(s l						-		印序	指定	局指	定措	導等	K
	代表者記名押印	- [福		カ 臣紀	25	工 于		-	-	-	-				旧行	夫人名	亭					雇年	月日							1
	代表者住 所	東	京都村一クニ	杉並区 ス荻窪	€ 4	井3 18	丁目	1 () 番	1 5	를 ロ	イュ	アル		添	十書類	を 主体 が に に に に に に に に に に に に に		2 (日本) 日本 (日本) 日本 (日本) 日本 (日本)		(社員) 資表 表。 勘定 選供 選供 選供 選供 に に に に に に に に に に に に に	憲法人 院	areint		申 告	地方法人從		ai li	ńingo	iv.
	平成、	令 利	0	2	年		4	月			1						人税	i Ti	在定	申	告書		以降	95	T a		河湖			79.
		令和		3	年		3	月		3	1	В	E	中間中	11告の	「い地力 り場合 期間	法人税	FO	催疋 年 年	月月	告書	税理	要否士法等面提			税理	の有り土法の書面	第33	3条	, i
Ĭ	所得金(別表		は欠 48の()		1			1	3	8	1	4	6	. 2	0	7	控	11 /	所 得 税		1124		o T		1507	Y I	- 1	0		
	法	人		額					3	1	3	9	3	8	7	2	除税		別表六(一)				¥	H			1	2	2	8
i	法人税	額の		的除額	ħ		Ì									1 .54	額		(別表六(二)計		100		*					0	0	0
	差引		人事		4		ij		3	1	3	9	3	8	7	2	<i>Q</i>)		(17)+		i la		l.		-		1	2	2	8
١	連結納稅 場合等に 法人稅額	の承認	を取り行	削された 冷された	Je.												計算	1	(13 注除しきれな)		E			H	- 1		1	2	2	8
	上利 課務	土地		益金額	χŝ			Ŧ						0	0	0		t	(19) — 上地譲り		1		1		×		-			0
9	章 同」	E (C)	サナる 23)+(税額	ā		ij										土地譲渡税額		(別表三(二 司		E		*		¥_		_ 8		={	0
	留課	税留		金 額	15	li- i	Ξĺ							0	0	0	(A)		(別表三(二 <i>)</i> 司) (30) E (31)			H	*			4	0	0
	☆ 同」	上にネ		税額	91			ΠÏ			Ī						訳	-	(別表三(三 所得税額等ℓ	[] [23]	1971		4	<u> </u>	*		¥	-	U	0
l					Г										0	0	の申告	-	(21 中間納		1 100		4		1				-1	=
l	法 人 (4)+			計 (9)	ķ				3	1	3	9	3	8	7	2	によ	1	(15)ー ベ損金の約		22(7)		¥		×		- 1			
н	分型分類型外 以外の性を大 (利用の)五の	學所講明	護高相古書	報告作の意	Ė												る遺付	4	よる還付請		111111111111			Lŀ			_			
	仮装経理 更正(こ)	に基べ	べ過大	申告の	Œ												金額		計 25) + (26)				,							
	陸 (201-1):	除	192	額	jg.								1	2	2	8	こ申 の告で		を額叉性の (60)				V		,					
	差引所得	导に対	する法	人税額	i i		V		3.	1	3	9	2	6	0	0	告が修正合	70	の事告に が手が表 (65)	上り納又 請求セ	付 は 類 り り			ГΊ					0	0
	中間申	告分の	り法人	税額	Hi					8.	7	4	6	3	0	0	4-18	971	(以害様光全等 (一)[40卦] + [21]又((初表)	148554	1007 (U							
	差引確定 法人税額 (14)-(15)	控詞	日告の増 し	台げるのイナスの			j		2	2	6	4	6	3	0	0	五彩	通	の超す欠損金又 たし()「50	は災害様			î				*			
	明税 基			入程前	eş:		i		3	1	3	9	3	8	7	2			告による		T .	V.,					- 1			
ŀ	第20 長期	現代	智術	発誓に	¥		F												(43) - (42)):	9.5		į.							
	- 35	投標	再法人 +(34	脱額	ist.		Ī		3	1.	3	9	3	0	0	0	こ中の告	10) ((8)			į.		V		¥			
	地方		人书		191		TÌ			3	2	3	3	4	7	9	申で告め	きゅ	計 対する	去人税: 99)	SØ 1.									
	課便留保金		る地方は	上人脱額	17								10752		7/1	-54	がる	0) 12E45484	(0)	149		1				V	0	0	0
	所得地		去人	税 額	188		Ü			3	2	3	3	4	7	9	IE A		の単質に 74										0	0
	(報刊報報) (4)(第1)(五)	1111			30		ij							(5)			(乗	1 余	金・利益金の分配				į.				*			
	外国核	を額(余額	10							H					残余り	分配	Z/t				决算	確定の	В	3		6	2	5
	仮装経理: 更正に伴	に基づ	〈過大申	告の	ii.		Ī										還。	-		4	艮 行			本店·支	rs		郵便	馬名		
	差 引 旭 38) — (3	1 方 i	去人卡	兇額	12	П	i	i		3	2	3	3	4	0	0		往		ź	文庫・組合 養協・漁位			出張	所	預金				
	中間申告				177	ΪĪ	i				3	8	4	7		0	けった	独幾	口座			-	うちと観行							
ŀ	B引達用 (方長:水質 427-443)	φWie	告の博	6112 h	18				T	2		4	8	7			う と #	関立	□座 番号 ※過数型//	TEH HER	0.4		金記号書							
-	123 - (13)	場合作	(43)	小組入	TAI		_ 1			4	O	4	o	1	U	U			※税務署外	上理情				_						

別表一次葉

 2・ 4・ 1
 法

 3・ 3・ 31
 人

 4株式会社
 トモノカイ

	_				等				名							
			法		人 税	客	Ą		Ø		計		1	算		
相	3	のうち中小法人等のst 当 額 以 下 の 1800万円× <u>12</u> のうちも	金 額	100	{	8, 000000	(5	50)	Ø	15. 0	%	相	当	額	53	1, 200, 000
		のうち特例税率の適用が 等の年10億円相当額を (1)-10億円× <u>1</u> 1	置える金額	51		000	(5	51)	の	22. 0	%	相	当	額	54	
そ	-	の他の所得(1)-(50)-(51)	金 額	52	130	0,146000	(5	52)	Ø	23. 2	%	相	当	額	55	30, 193, 872
			地	方	法	人 和	兑		額	の		計	,	算		
所	行得	- の金額に対する法 (33)	:人税額	56	31	1,393000	(5	56)	Ø	10. 3	%	相	当	額	58	3, 233, 479
課	!税	留保金額に対する法 (34)	人税額	57		000	(5	57)	0	10. 3	%	相	当	額	59	
			この	申	告 が 修	正申台	<u> </u>	で	ある	る場	合	の	計:	算		
法	J J	所得金額又は欠	損金額	60			地	1.1		得 の st					68	
人	の	課税土地譲渡利	益金額	61			方	の		兑留保 人					69	
税	申告	課税留保	金 額	62			法人	申	課	税 標 (6	準 i 8)+		、税	額	70	000
dnei	前	法 人 税	額	63			税	告	確:	定地	方衫	去 人	、税	額	71	
額	の	還 付 金	額	64	外		額の	前	中	間	還	f	†	額	72	
の	又(()	の申告により納付すべき は減少する還付請 16)-(63))若しくは((16 は((64)-(28))	求税額	65	外	00	計	0	欠推還	員金の 付		戻し金	によ	る額	73	
計	この申	欠損金又は災害損 の 当 期 控		66			算	地	方	告に。 法 1))若し)-(45)	٨	. :	税	額	74	00
1	告前の	翌期へ繰り越す又 は 災 害 損		67												